

【実務経験期間算定の具体例】

●	：勤務開始時点
◎	：「国家資格等」（8頁の区分「ア」）
□	：実務経験期間として算定できる期間

【例1】病院で（准）看護師として勤務した場合

具体的事例	算定の可否
病院に就職(4/1) (准)看護師資格登録(5/1) Aから 5年 登録前(4/1～4/30)は算定不可	○
病院に就職(4/1) 准看護師資格登録(5/1) Bから 5年 登録前(4/1～4/30)は算定不可	○

「国家資格等」に基づく業務は、当該資格に基づき従事した期間(免許・資格登録日以降)のみ算定できる。(なお、准看護師としての業務期間も算定する場合は、看護師免許と准看護師免許両方の写しの添付が必要)

【例2】途中で、資格を取得した場合

具体的事例	算定の可否
訪問介護事業所に就職 C 訪問介護員で5年勤務	×
特別養護老人ホームに就職 退職 介護員(無資格)で8年勤務 介護福祉士登録 Dから 3年 	×
一般病院就職 社会福祉士登録 Eから 3年 医療ソーシャルワーカーで2年勤務	×

【例3】直接の対人援助業務ではない場合

具体的事例	算定の可否
<p>F</p> <p>Fから5年</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>薬剤師資格取得 製薬会社で研究業務に従事</p>	×
<p>対人援助業務に従事</p> <p>G</p> <p>5年</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>保健師 専ら事務業務や調査業務に従事</p> <p>資格取得</p>	×

要援護者等に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とする。よって、研究、事務、調査、各種学校での教育等の業務は、「国家資格等」を有していても実務経験には算定できない。

【例4】無資格者の場合

具体的事例	算定の可否
<p>特別養護老人ホームに就職</p> <p>●</p> <p>特別養護老人ホーム生活相談員に配置替え</p> <p>生活相談員(無資格)で8年勤務</p> <p>生活相談員で1年勤務</p>	×
<p>〇〇特別養護老人ホームに就職</p> <p>●</p> <p>△△特別養護老人ホームに就職</p> <p>退職</p> <p>生活相談員で5年勤務</p>	○

国家資格を持たない相談援助業務の実務経験は、施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者（13頁の「別記」の職種）のみ算定できる。